



施設・イベント等の対応の継続について

千葉県において、習志野市は6月20日(日曜日)までまん延防止等重点措置区域と指定されております。しかしながら、本市における新規感染者数は下げ止まりの状況であり、引続き注意を要する状況です。

国においては、千葉県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年7月11日(日曜日)まで延長することを決定し、千葉県にあつては、本日、まん延防止等重点措置の内容等について協議・決定する予定となっております。

このことから、習志野市の施設、イベント等の対応について、現在の対応(4月25日決定4月26日リリース文と同様)を7月11日(日曜日)まで継続することとしましたのでお知らせします。

なお、今後の対応については、遅くとも7月9日(金曜日)までにお知らせします。

また、千葉県が決定するまん延防止等重点措置の措置内容や、今後の動向に応じて、期間や内容を変更する場合は、即時対応し発表してまいります。

以上

問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話 047-453-9211(直通)